

札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例案  
令和3年（2021年）5月21日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

札幌市自転車等駐車場条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表1を次のとおり改める。

別表1

市道北9条線、市道西5丁目線、市道南4条線の道路中心線、国道36号の道路中心線、国道5号及び主要市道真駒内篠路線に囲まれた区域（道路区域を含む。）、市道北8条線、市道西7丁目線、市道南4条線の道路中心線及び市道西5丁目線に囲まれた区域（道路区域を含む。）並びに市道北5条線、市道西8丁目線、市道南4条線の道路中心線及び市道西7丁目線に囲まれた区域（道路区域を含む。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 市道北3条線、市道西5丁目線、市道南4条線の道路中心線、国道36号の道路中心線、国道5号及び主要市道真駒内篠路線に囲まれた区域（道路区域を含む。）、市道北4条線、市道西7丁目線、市道南4条線の道路中心線及び市道西5丁目線に囲まれた区域（道路区域を含む。）又は市道北5条線、市道西8丁目線、市道南4条線の道路中心線及び市道西7丁目線に囲まれた区域（道路区域を含む。）に設置する有料駐車場における定期利用に係る承認の手続、利用料金の支払手続その他当該有料駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 前項に規定する区域に設置する有料駐車場に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(理 由)

有料駐車場を設置する区域について、従前の札幌駅周辺の区域に加えて、新たに大通周辺の区域を定めるため、本案を提出する。